

【回答期限：令和5年8月25日】	医療機関名	医療機関コード	担当部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

回答にあたっての留意点

◆基本的な考え方

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結する意向・その内容について以下回答ください。

まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

【流行初期】（発生公表後3ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2020年12月）…いわゆる第3波の際の体制を参考にお答えください。

【流行初期以降】（発生公表後6ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2022年12月）…いわゆる第8波（最大値）の際の体制を参考に最大値の体制をお答えください。

◆想定する新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

◆その他

今後感染症予防計画の見直しにあわせて3年に1回調査を行う予定

1 新型コロナ対応の実績確認

- (1) 令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数  
 新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- (2) 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるか
- (3) 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていたか
- (4) 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行ったか
- (5) 新型コロナ対応において、後方支援医療機関としての役割をしていたことがあるか
- (6) 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがあるか
- (7) 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していたか


2 感染症法の協定締結の意向

① 病床確保

患者の受入病床として確保可能な病床の見込数について、以下に病床区分ごとにご回答ください。  
 ただし、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床は、見込数に含めないでください。

項目	見込数		見込数	
	【流行初期期間】 （発生公表後3か月程度） （都道府県知事の要請後7日以内（重症）又は14日以内（軽症中等症）に実施）	【実績】新型コロナ実績値（2020年12月の入院病床数）	【流行初期期間経過後】 （発生公表後4か月程度から6か月程度以内）	【実績】新型コロナ実績値（2022年12月の入院病床数）
確保予定病床数（重症病床）		床	床	床
うち 特別に配慮が必要な患者（重複可）				
精神疾患を有する患者		床	床	床
妊産婦		床	床	床
小児		床	床	床
障害児者		床	床	床
認知症患者		床	床	床
がん患者		床	床	床
透析患者		床	床	床
外国人		床	床	床
確保予定病床数（軽症中等症病床）		床	床	床
うち 特別に配慮が必要な患者（重複可）				
精神疾患を有する患者		床	床	床
妊産婦		床	床	床
小児		床	床	床
障害児者		床	床	床
認知症患者		床	床	床
がん患者		床	床	床
透析患者		床	床	床
外国人		床	床	床

※ 後方支援医療機関（「①感染症患者以外の患者の受入」「②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入」との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響をご記入ください（特に流行初期期間中の連携・対応について現時点で予定があればご記入ください）。

--

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて、以下にご回答ください。あわせて、かかりつけ患者以外の受入れや、小児の対応が可能かご回答ください。

※対応可能人数（〇人/日）については、当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数（受診者数）を意味し、協定締結時点で想定される持続的に対応可能な（最大の）数を記載ください。

※検査の実施能力（〇件/日）については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な（最大の）数を記載ください。

また、新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定（医療機関で検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない）

なお、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提（医療機関の責に帰すべき理由によらない、検査試薬が流通していない等の理由により検査が実施できない環境は想定しない）

（本調査は医療措置協定に係る協議・締結に向けたものですが、医療措置協定に記載する検査の実施能力部分については、検査等措置協定を兼ねることとなります。）

※流行初期経過後において、かかりつけ患者に限って対応する場合には、その旨明記することとする。

※小児患者の対応ができる場合には、その旨明記することとする。

※平日と休日で体制が異なる場合は、その旨、備考欄に記載ください。

項目	対応可能人数 【流行初期期間】 (都道府県知事の要請後7 日以内に措置を実施 発生公表後3か月程度)		対応可能人数 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月以内)	
	〇人/日	【実績】新型コロナ実績値(2020年 12月の診療・検査医療機関としての対 応)	〇人/日	【実績】新型コロナ実績値(2022年 12月の診療・検査医療機関としての対 応)
発熱外来患者数(単位1日あたり)	〇人/日	〇人/日	〇人/日	〇人/日
検査(核酸検出検査)数	〇件/日	〇件/日	〇件/日	〇件/日
普段から自院にかかっている患者(かかり つけ患者)以外の受入可否			〇/x	〇人/日
小児の受入可否	〇/x	〇件/日	〇/x	〇件/日

--

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	【実績】新型コロナ実績値	【実績】電話・オンライン診療実 施状況
自宅療養者等への医療の提供の可否			
うち、自宅療養者対応			
うち、宿泊療養者対応			
うち、高齢者施設対応			
うち、障害者施設対応			

④ 後方支援

※受け入れにあたっての条件がある場合は、備考欄に記載ください。

(1) 病床確保の予定がない病院を中心に、後方支援(①感染症患者以外<sup>※</sup>の患者の受入)の対応が可能かについて、ご回答ください。

※新興感染症患者の受入を対応する医療機関と新興感染症発生時の患者受入の役割分担を事前協議する等し、感染症患者以外<sup>※</sup>の患者を受け入れていただくことを想定

	対応の可否 【流行初期期間】(発生公表 後3か月程度)		対応の可否 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月程度以内)	
	〇/x	【実績】新型コロナ実績値	〇/x	【実績】新型コロナ実績値
後方支援(①感染症患者以外 <sup>※</sup> の患者の受 入)の対応	〇/x	〇/x	〇/x	〇/x

(2) 全ての病院において、後方支援(②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入)の対応が可能かについて、ご回答ください。

	対応の可否 【流行初期期間】(発生公表 後3か月程度)		対応の可否 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月程度以内)	
	〇/x	【実績】新型コロナ実績値	〇/x	【実績】新型コロナ実績値
後方支援(②感染症から回復後に入院が必要 な患者の転院の受入)の対応	〇/x	〇/x	〇/x	〇/x

--

⑤ 人材派遣

人材派遣が対応可能な人数の見込みについて、以下に回答ください。

①感染症医療担当従事者 感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者 (感染症患者受入病院、臨時的医療施設等において、感染症患者の診療、治療、看護、各種検査等に従事する者を想定)
②感染症予防等業務関係者 感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者 (感染者の入院等の判断・調整、医療機関や高齢者施設等におけるクラスターへの対応(感染制御等)等に従事する者を想定)

※実際に医療を行う医療従事者だけでなく、事務職等も含まれます。

※感染症医療担当従事者と感染症予防等業務関係者の両方の対象となる者は、両方の人数にご回答ください。

※医療法の改正(令和6年4月1日施行)により、感染症発生・まん延時において、DMAT、DPAT等が派遣されることが想定されており、

DMAT、DPAT等に登録されている者は、感染症医療担当従事者及び感染症予防等業務関係者の対象に含まれると考えられるため、DMAT、DPAT等を含めた人数の回答が必要です。

	対応の可否 【流行初期期間】(発生公表後 3か月程度)		対応の可否 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月程度以内)	
		【実績】新型コロナ実績値		【実績】新型コロナ実績値
<b>1 医師</b>				
1-1 感染症医療担当従事者	人	人	人	人
1-1のうち、府外への派遣可	人	人	人	人
1-2 感染症予防等業務関係者	人	人	人	人
1-2のうち、府外への派遣可	人	人	人	人
<b>2 看護師</b>				
2-1 感染症医療担当従事者	人	人	人	人
2-1のうち、府外への派遣可	人	人	人	人
2-2 感染症予防等業務関係者	人	人	人	人
2-2のうち、府外への派遣可	人	人	人	人
その他				
3-1 感染症医療担当従事者	人	人	人	人
3-1のうち、府外への派遣可	人	人	人	人
3-2 感染症予防等業務関係者	人	人	人	人
3-2のうち、府外への派遣可	人	人	人	人

「3 その他」の職種 上記人数に含まれる職種を記載してください	上記人数に含まれる職種を記載してください	上記人数に含まれる職種を記載してください
------------------------------------	----------------------	----------------------

○改正医療法第30条の12の6第1項では、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等のため、協定を締結することとされており、その協定の締結のために参考となる事項について、以下ご回答ください。  
(当該協定の扱いについては、検討中であり、別途連絡予定)

※病院に所属する医療従事者で、DMAT及びDPATに登録している者に関する上記質問事項に該当する者の人数を記載

	DMAT	DPAT
医師	人	人
看護師	人	人
その他	人	人

訓練・研修の実施	開催頻度、内容、対象者等の詳細を記載ください。
----------	-------------------------

⑥ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答ください。

備蓄量は、医療機関の使用量2か月分以上とすることを推奨(使用量2か月分を定める場合、その医療機関(検査機関)のこれまでのコロナ対応での平均的な使用量2か月分を設定)

平時において、医療機関が物資を購入して保管し、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する、回転型での運営を推奨

医療措置協定で定める備蓄量は、その医療機関の施設としての使用量で設定(その医療機関の新興感染症診療部門以外での使用量も含まれる)

※使用量1か月に満たない場合は、小数点でご回答ください(例0.8か月分)

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

	備蓄予定		参考回答
	〇か月分	〇枚	新興感染症発生・まん延時の施設の消費量2ヶ月分(単位:枚)
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（案）

【診療所用】

【回答期限：令和5年8月25日】	医療機関名	医療機関コード	担当部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

回答にあたっての留意点

◆基本的な考え方

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結する意向・その内容について以下回答ください。  
 まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

【流行初期】（発生公表後3ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2020年12月）…いわゆる第3波の際の体制を参考にお答えください。

【流行初期以降】（発生公表後6ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2022年12月）…いわゆる第8波（最大値）の際の体制を参考に最大値の体制をお答えください。

◆想定する新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

◆その他

今後感染症予防計画の見直しにあわせて3年に1回調査を行う予定

1 新型コロナ対応の実績確認

- 令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数  
 新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるか
- 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていたか
- 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行ったか
- 新型コロナ対応において、後方支援医療機関としての役割をしていたことがあるか
- 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがあるか
- 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していたか


2 感染症法の協定締結の意向

① 病床確保（有床診療所のみ）

患者の受入病床として確保可能な病床の見込数について、以下に病床区分ごとにご回答ください。  
 ただし、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床は、見込数に含めないでください。

項目	見込数 【流行初期期間】 （発生公表後3か月程度） （都道府県知事の要請後7日以内（重症）又は14日以内（軽症中等症）に実施）		見込数 【流行初期期間経過後】 （発生公表後4か月程度から6か月程度以内）	
	【実績】新型コロナ実績値（2020年12月の入院病床数）	床	【実績】新型コロナ実績値（2022年12月の入院病床数）	床
確保予定病床数（軽症中等症病床）		床		床
うち 特別に配慮が必要な患者（重複可）				
精神疾患を有する患者		床		床
妊産婦		床		床
小児		床		床
障害児者		床		床
認知症患者		床		床
がん患者		床		床
透析患者		床		床
外国人		床		床

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて、以下にご回答ください。あわせて、かかりつけ患者以外の受入れや、小児の対応が可能かご回答ください。

※対応可能人数（〇人/日）については、当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数（受診者数）を意味し、協定締結時点で想定される持続的に対応可能な（最大の）数を記載ください。

※検査の実施能力（〇件/日）については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な（最大の）数を記載ください。

また、新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定（医療機関で検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない）

なお、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提（医療機関の責に帰すべき理由によらない、検査試薬が流通していない等の理由により検査が実施できない環境は想定しない）

（本調査は医療措置協定に係る協議・締結に向けたものですが、医療措置協定に記載する検査の実施能力部分については、検査等措置協定を兼ねることとなります。）

※流行初期経過後において、かかりつけ患者に限って対応する場合には、その旨明記することとする。

※小児患者の対応ができる場合には、その旨明記することとする。

※平日と休日で体制が異なる場合は、その旨、備考欄に記載ください。

項目	対応可能人数 【流行初期期間】 (都道府県知事の要請後7 日以内に措置を実施 発生公表後3か月程度)		対応可能人数 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月以内)	
	〇人/日	【実績】新型コロナ実績値(2020年 12月の診療・検査医療機関としての対 応)	〇人/日	【実績】新型コロナ実績値(2022年 12月の診療・検査医療機関としての対 応)
発熱外来患者数(単位 1日あたり)	〇人/日	〇人/日	〇人/日	〇人/日
検査(核酸検出検査)数	〇件/日	〇件/日	〇件/日	〇件/日
普段から自院にかかっている患者(かかり つけ患者)以外の受入可否			〇/x	〇人/日
小児の受入可否	〇/x	〇件/日	〇/x	〇件/日

--

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	【実績】新型コロナ実績値	【実績】電話・オンライン診療実 施状況
自宅療養者等への医療の提供の可否			
うち、自宅療養者対応			
うち、宿泊療養者対応			
うち、高齢者施設対応			
うち、障害者施設対応			

④ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答ください。

備蓄量は、医療機関の使用量2か月分以上とすることを推奨（使用量2か月分を定める場合、その医療機関（検査機関）のこれまでのコロナ対応での平均的な使用量2か月分を設定）

平時において、医療機関が物資を購入して保管し、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する、回転型での運営を推奨

医療措置協定で定める備蓄量は、その医療機関の施設としての使用量で設定（その医療機関の新興感染症診療部門以外での使用量も含まれる）

※使用量1か月に満たない場合は、小数点でご回答ください（例 0.8か月分）

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

	備蓄予定		参考回答
	〇か月分	〇枚	新興感染症発生・まん延時の施設の 消費量2ヶ月分(単位:枚)
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

【回答期限：令和5年8月25日】	医療機関名	医療機関コード	担当部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

回答にあたっての留意点

◆基本的な考え方

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結する意向・その内容について以下回答ください。  
 まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

【流行初期】（発生公表後3ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2020年12月）…いわゆる第3波の際の体制を参考にお答えください。

【流行初期以降】（発生公表後6ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2022年12月）…いわゆる第8波（最大値）の際の体制を参考に最大値の体制をお答えください。

◆想定する新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

◆その他

今後感染症予防計画の見直しにあわせて3年に1回調査を行う予定

1 新型コロナ対応の実績確認

- 令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数  
 新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるか
- 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていたか
- 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行ったか
- 新型コロナ対応において、後方支援医療機関としての役割をしていたことがあるか
- 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがあるか
- 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していたか


2 感染症法の協定締結の意向

① 自宅療養者等への医療の提供（服薬指導等）

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	【実績】新型コロナ実績値
自宅療養者等への服薬指導等の可否		
うち、自宅療養者対応		
うち、宿泊療養者対応		
うち、高齢者施設対応		
うち、障害者施設対応		

② 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等があれば、以下に回答ください（任意項目）。

※使用量1か月に満たない場合は、小数点でご回答ください（例0.8か月分）

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

	備蓄予定		参考回答 新興感染症発生・まん延時の施設の 消費量2ヶ月分（単位：枚）
	〇か月分	〇枚	
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

【回答期限：令和5年8月25日】	医療機関名	医療機関コード	担当部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

回答にあたっての留意点

◆基本的な考え方

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結する意向・その内容について以下回答ください。  
 まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

【流行初期】（発生公表後3ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2020年12月）…いわゆる第3波の際の体制を参考にお答えください。

【流行初期以降】（発生公表後6ヶ月まで）

新型コロナ実績値（2022年12月）…いわゆる第8波（最大値）の際の体制を参考に最大値の体制をお答えください。

◆想定する新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

◆その他

今後感染症予防計画の見直しにあわせて3年に1回調査を行う予定

1 新型コロナ対応の実績確認

- 令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数  
 新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるか
- 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていたか
- 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行ったか
- 新型コロナ対応において、後方支援医療機関としての役割をしていたことがあるか
- 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがあるか
- 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していたか


2 感染症法の協定締結の意向

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への訪問看護等が可能かどうか、以下に回答ください。

	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	【実績】新型コロナ実績値
自宅療養者等への訪問看護等の可否		
うち、自宅療養者対応		
うち、宿泊療養者対応		
うち、高齢者施設対応		
うち、障害者施設対応		

⑥ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等があれば、以下に回答ください（任意項目）。

※使用量1か月に満たない場合は、小数点でご回答ください（例0.8か月分）

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

	備蓄予定		参考回答 新興感染症発生・まん延時の施設の 消費量2ヶ月分（単位：枚）
	〇か月分	〇枚	
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			